：現行の権利・措置義務　：見直し　：現行の努力義務

出生　1歳　2歳　3歳　就学

出生時育児休業（産後パパ育休）

育児休業

育児休業、又はそれに準ずる措置

育児目的休暇

育児目的休暇

始業時刻の変更等（※）

テレワーク（努力義務）

短時間勤務制度

○1日６時間とする措置。
（※）様々なニーズに対応するため、 1日６時間を必置とした上で、他の勤務時間も併せて設定することを促す。（指針）

○労使協定により、短時間勤務が困難な業務に従事する労働者を適用除外とする場合の**代替措置**
・育児休業に関する制度に準じる措置
・始業時刻の変更等（※）
➡ テレワークを追加

柔軟な働き方を実現するための措置

○事業主は、
・**始業時刻等の変更**
・**テレワーク等**(10日/月)
・**保育**施設の設置運営等
・新たな**休暇の付与**(10日/年)
・**短時間勤務**制度

フルタイムでの柔軟な働き方

の中から**２以上**の制度を選択して措置する義務。
労働者はその中から１つ選べる。

※テレワーク等と新たな休暇は、原則時間単位で取得可
※措置の際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける
※３歳になるまでの適切な時期に面談等
※心身の健康に配慮(テレワークでの労働時間の適切な把握等)（指針）

所定外労働の制限（**残業免除**）

所定外労働の制限（残業免除）の**延長**

子の看護休暇 ➡ 取得事由の拡大（感染症に伴う**学級閉鎖等**、**入園(入学)式**及び**卒園式**を追加）、「**子の看護等休暇**」に名称変更、勤続６か月未満の労働者の労使協定除外の仕組みの廃止

就学以降に**延長**（小学校**３年生**まで）

時間外労働の制限（**残業制限**）（24時間/月、150時間/年を超える時間外労働を禁止）、深夜業の制限

※始業時刻の変更等：**フレックスタイム制**、**時差出勤**、**保育施設**の設置運営その他これに準ずる便宜の供与